

令和4年度 大和郡山市移動等円滑化推進協議会

日時：令和4年6月7日（火）10:00～
場所：大和郡山市役所 4階 大会議室

議事次第

議事1. 特定事業経過報告について [資料2] [資料3]
事務局（市まちづくり戦略課）

議事2. 意見交換、その他

【配布資料】

- ① 議事次第
- ② 資料1（大和郡山市移動等円滑化推進協議会委員名簿、運営要綱）
- ③ 資料2（バリアフリー事業の進捗状況調書）
- ④ 資料3（バリアフリー状況写真）
- ⑤ 参考資料（大和郡山市移動等円滑化推進協議会の傍聴に関する基準）
（大和郡山市附属機関設置条例）
（大和郡山市バリアフリー基本構想概要版）

大和郡山市移動等円滑化推進協議会 委員名簿（令和4年6月7日現在）

| 区分 | 氏名 | 所属及び役職名 |
|--------------------|--------------------|---|
| 1 学識 経験者 | やなぎはら たかお 柳原 崇男 | 近畿大学理工学部 社会環境工学科准教授 |
| 2 | ばんば みちこ 馬場 美智子 | 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授 (大和郡山市移動等円滑化推進協議会 防災担当アドバイザー) |
| 3 高齢者団体 | こだか とおる 小高 亨 | 市高友クラブ連合会 会長 |
| 4 障がい者団体 | 不 在 | 市社会福祉協議会 副会長 |
| 5 | やまぐち けんいち 山口 健一 | 市地域自立支援協議会（就労部会） |
| 6 | なかお ひろし 中尾 浩司 | 市地域自立支援協議会（教育部会） |
| 7 | もりわき たかし 森脇 崇 | 市地域自立支援協議会（暮らし部会） |
| 8 地域コミュニティー | うえむら としひろ 植村 俊博 | 市自治連合会会长 |
| 9 公共交通事業者 | たかまつ やすし 高松 靖司 | 近畿日本鉄道（株）大阪統括部 施設部 工務課長 |
| 10 | いのうえ のりひこ 井上 典彦 | 西日本旅客鉄道（株）近畿統括本部 地域共生室 担当室長 |
| 11 | にしもと たまお 西本 多満男 | 奈良交通（株）乗合バス事業部 運行課長 |
| 12 奈良県 公安委員会 | あさやま あきひこ 朝山 昭彦 | 奈良県警察本部 交通規制課長 |
| 13 | なかむら まさと 中村 将人 | 郡山警察署 交通課長 |
| 14 関係行政機関 | なかむら よういち 中村 洋一 | 国土交通省 近畿運輸局奈良運輸支局 首席運輸企画専門官 |
| 15 | ほりかわ よしひろ 堀川 善弘 | 奈良県 県土マネジメント部 道路保全課長 |
| 16 | いしだ まさひろ 石田 昌達 | 奈良県 郡山土木事務所 所長 |
| 17 市職員 | やぎ けんじ 八木 謙治 | 市総務部長 |
| 18 | うえだ りょういち 植田 亮一 | 市福祉部長 |
| 19 | とくだ こういち 徳田 耕一 | 市すこやか健康づくり部長 |
| 20 | さいとう かずひさ 齋藤 和久 | 市産業振興部長 |
| 21 | おくむら まさひこ 奥村 雅彦 | 市教育部長 |
| 22 | ひがしだ ひろし 東田 完 | 市都市建設部長 |
| 事務局 | しもの としかず 下野 俊一 | 市都市建設部まちづくり戦略課長 |

※敬称略 任期：令和2年11月1日～令和4年10月31日（2年）

大和郡山市移動等円滑化推進協議会運営要綱

(目的)

第1条 大和郡山市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、バリアフリー化事業の実施及び継続的改善を円滑に進めるため、大和郡山市附属機関設置条例（平成26年9月大和郡山市条例第10号）第2条の規定に基づき、大和郡山市移動等円滑化推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の管理運営に関する事項。
- (2) バリアフリー特定事業（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第22号に規定する特定事業をいう。）の実施、計画及び調整に関する事項。
- (3) バリアフリー化事業の情報提供に関する事項。
- (4) その他、バリアフリー化事業に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員25名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障害者団体を代表する者
- (4) 地域コミュニティを代表する者
- (5) 商工関係団体を代表する者
- (6) 公共交通事業者を代表する者
- (7) 奈良県公安委員会を代表する者
- (8) 関係行政機関及び市の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中での退任等があった場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を求め、又は意見を聞くことができる。

6 会議は、原則として公開するものとし、その方法等については市長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

(大和郡山市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程の廃止)

2 大和郡山市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

(大和郡山市バリアフリー事業報告会設置要綱の廃止)

2 大和郡山市バリアフリー事業報告会設置要綱は、廃止する。

(大和郡山市バリアフリー事業者調整会議設置要綱の廃止)

3 大和郡山市バリアフリー事業者調整会議設置要綱は、廃止する。

バリアフリー事業（ハード施策）の進捗状況調書

公共交通特定事業

| | |
|---------|--|
| 奈良交通(株) | <p>【ノンステップバスの導入】</p> <ul style="list-style-type: none">令和3年度はコロナの影響もあり、車両への投資が進まず、近鉄郡山駅乗入車両35両（大和郡山市コミュニティバス3両を除く）のうち、ノンステップバスの割合は82.9%（29両）、ワンステップバスを含むスロープ付き低床車両の割合は94.3%（33両）で変化ありませんでした。 |
|---------|--|

道路特定事業

| | |
|----|---|
| 県道 | <ul style="list-style-type: none">奈良大和郡山斑鳩線 都市計画道路城廻り線の改良工事 <p>【令和4年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none">奈良大和郡山斑鳩線 都市計画道路城廻り線の改良工事 |
| 市道 | <p>市道三の丸今井材木線北側歩道のバリアフリー化工事</p> <p>【令和4年度以降に実施予定】</p> <p>市道近鉄三の丸線東側歩道の歩道拡幅工事</p> |

バリアフリー事業（ハード施策）の進捗状況調書

建築物特定事業

| | |
|--|--|
| 大和郡山市役所 | 新庁舎（地上5階・地下1階建て、令和4年3月31日）に関しては下記のとおり実施。 <ul style="list-style-type: none">歩道から出入口まで移動円滑化された経路を確保した。エレベーターは2基設置、1基はストレッチャー対応のものとした。各階にバリアフリートイレを設けた。 |
| 【令和4年度以降に実施予定】 交流棟（地上2階建て）及び外構整備を令和5年6月末までに完成予定。 <ul style="list-style-type: none">歩道から出入口まで移動円滑化された経路を確保する予定。外構整備においては障がい者用の駐車場スペースを確保する予定。 | |
| 大和郡山市社会福祉会館 | 令和4年2月に、福祉ゾーン整備審議会において審議されてきた「大和郡山市福祉ゾーン再整備基本計画」が策定され、今後計画に基づいて、バリアフリーも含めた再整備の予定。 |

その他事業

| | |
|-------|---|
| 近鉄郡山駅 | 令和元年7月に策定した近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画で定めた各事業について、検討及び協議を進めているところです。 【令和4年度以降に実施予定】 <ul style="list-style-type: none">令和4年8月末までに駅移設に係る概算費用算出。 それ以降に奈良県と近鉄と市との3者協議を実施していきます。 |
|-------|---|

バリアフリー事業（ソフト施策）の進捗状況調書

| | | |
|---------|--|---|
| 広報・啓発 | 広報・啓発活動の推進 <small>（人権施策推進課）</small> | <ul style="list-style-type: none"> ・「人と人が互いに支え合うことのできる」まちづくりとは、まず、お互いがお互いの違いを認め合い、尊重できる関係を築き合うことが前提である。 <p>令和3年度、当課においての人権のまちづくり推進協議会、人権教育推進協議会等と連携しての人権啓発や人権教育のイベントにおいては、従来同様、社会的に少数であり、不利な立場となりがちな障がい者、外国人、女性、性的少数派（LGBT）等の立場を尊重し、社会的少数者と多数者の互いが認め合うことのできるまちづくりの啓発を実施した。</p> <hr/> <p>【令和4年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な内容は現在未定ですが、社会的に不利な立場にある少数的立場の人々に対する理解を深める内容の啓発やイベントの開催実施予定、また啓発用LGBTピンバッジを希望する市民向けに配布。 ・男女共同参画基本計画（第4期）の策定を令和4年度から取組。 |
| 迷惑自転車対策 | 自転車のマナー向上を図る啓発活動 <small>（市民安全課）</small> | <p>ソフト施策（迷惑自転車対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春と秋の交通安全県民運動期間中に商業施設や学校等において、自転車の安全かつ正しい利用、運転マナーの向上の啓発活動を実施。 （春；4月5日～15日 啓発活動実施 秋；9月21日～30日 啓発活動実施） ・小学生、中学生等を対象に自転車の運転マナーの向上のため、交通安全教室を実施 （令和3年度48回、2377名に実施） ・放置自転車対策の継続的な推進 （令和3年度69回移動業務の実施、69台の移動） <hr/> <p>【令和4年度以降に実施予定】</p> <p>ソフト施策（迷惑自転車対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春と秋の交通安全県民運動期間中に商業施設や学校等において、自転車の安全かつ正しい利用、運転マナーの向上の啓発活動を実施。 （春；4月6日～15日 秋；9月21日～30日） ・小学生、中学生等を対象に自転車の運転マナーの向上のため、交通安全教室を実施 ・放置自転車対策の継続的な推進 （令和4年度90回 移動業務の実施予定） |

バリアフリー事業（ソフト施策）の進捗状況調書

| | | |
|----|--------------------------------|---|
| 教育 | 学校におけるバリアフリー教育の実施 （学校教育課） | <ul style="list-style-type: none">・令和3年度も小中学校において、年間約10時間、授業や体験学習を通じて、歩道等での自転車駐輪のマナー違反についてなどを学び、バリアフリーへの理解に努めました。特に郡山南中学校において、車いす体験を通じて、バリアフリー教育を実施しました。 <p>【令和4年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none">・実施時期は、特に決まっていませんが、令和3年度に引き続きバリアフリー教育に取り組むこととなっています。車いす体験を通じて、バリアフリー教育を実施する予定です。 |
| | 市職員のバリアフリー教育訓練研修の充実 （秘書人事課） | <ul style="list-style-type: none">・障がい者サービスに必要な手話技術・心構えを習得することにより、市民サービスの向上及び窓口業務の円滑な遂行を図るため、市職員に対して手話研修を実施した。 <p>【令和4年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none">・市職員に対する手話研修は、令和4年度以降も毎年度実施予定。 |

バリアフリー事業（ソフト施策）の進捗状況調書

| | | |
|----|-----------------------------------|---|
| 教育 | 社員のバリアフリー教育訓練研修の充実 (近畿日本鉄道(株)) | <ul style="list-style-type: none">・係員が視覚障がい者等を見かけた場合は、積極的に声かけを行って介助を申し出、断られたとしてもそのお客様の移動に沿っての見守りを継続して実施した。・運輸現業従事員に対して、社内で作成した研修資料やDVD映像、または外部団体主催の障がい者対応研修資料等を活用し、接遇技能取得の向上を図る訓練、研究会を継続して実施した。・現業職場に配布した交通エコロジー・モビリティ財団発行の「交通バリアフリー介助マニュアル」により係員の意識向上を図った。・運輸部現業職場の新規助役登用者に対してサービス介助士資格を取得させた。 <hr/> <p>【令和4年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none">・係員が視覚障がい者等を見かけた場合は、積極的に声かけを行って介助を申し出、断られたとしてもそのお客様の移動に沿っての見守りを継続して実施する。・運輸現業従業員に対して、社内で作成した研修資料やDVD映像、または外部団体主催の障がい者対応研修資料等を活用し、接遇技能取得の向上を図る訓練、研究会を継続して実施する。・車椅子やアイマスクを活用して、接遇技能取得の向上を図る訓練、研究会を実施する。・現業職場に配布した交通エコロジー・モビリティ財団発行の「交通バリアフリー介助マニュアル」により係員の意識向上を図る。・運輸部現業職場の新規助役登用者に対してサービス介助士資格を取得させる。なお、サービス介助士資格の有効期限は3年であるが、資格継続の手続きを行っている。 |
|----|-----------------------------------|---|

奈良大和郡山斑鳩線掘削狀況



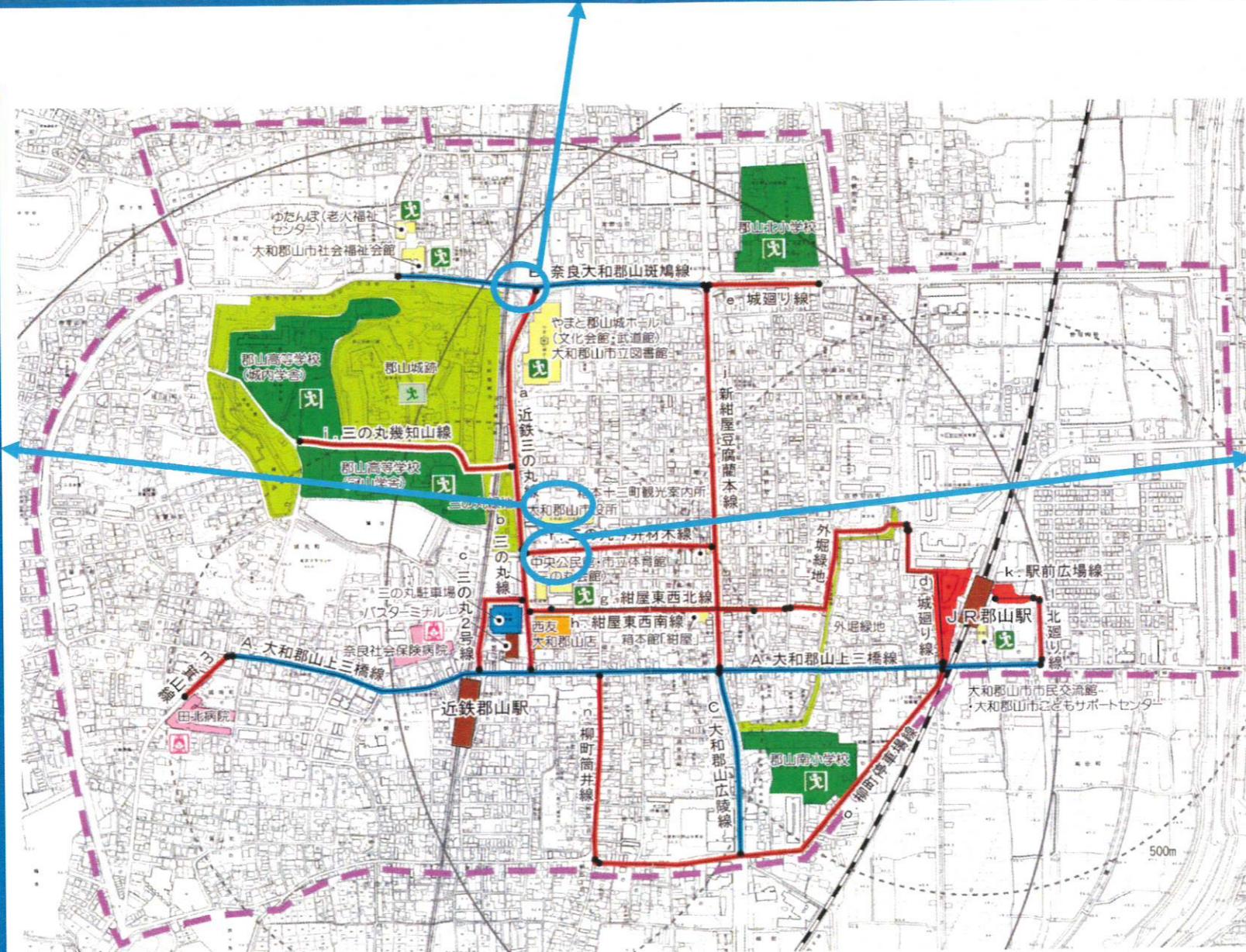
大和郡山市役所新庁舎



歩道から出入口まで移動円滑化された経路及びエレベーター



バリアフリーに対応したトイレ



三の丸
今井材木線



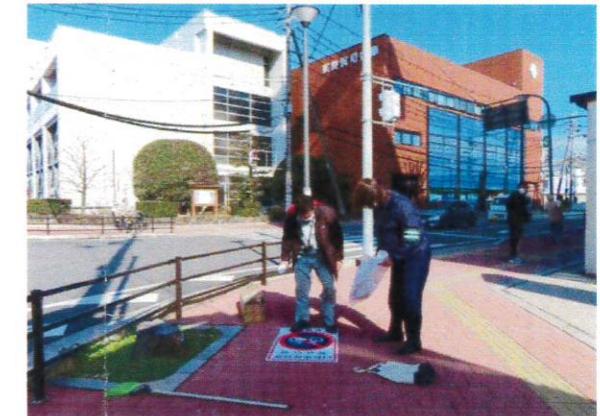
特定事業完了・事業中 状況写真

教 育



学校におけるバリアフリー教育の実施

迷惑自転車対策



自転車のマナー向上を図る啓発活動

ソフト施策 状況写真

【参考資料】

大和郡山市移動等円滑化推進協議会の傍聴に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大和郡山市移動等円滑化推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の原則)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 傍聴人は、前項ただし書の規定により会議が公開されないこととなったときは、会長の指示に従い速やかに退場しなければならない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議当日所定の場所において、傍聴人記名簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 傍聴希望者の人数が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴できない者)

第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、刀剣、火薬その他の危険物を所持している者
- (2) ラジオ、拡声器、マイク等、会議の妨げとなる恐れのある機器等を所持している者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 酗釈していると認められる者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(禁止事項)

第6条 傍聴人は、会議の傍聴中は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、拍手その他の方法により、自己の意見を表明しないこと。
- (2) はち巻、ゼッケン、たすき、腕章の類を身につける等示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、みだりに席を離れ、傍聴席以外に立ち入り、その他審議会の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。
ただし、報道等を業とする者が、あらかじめ会長の承認を得た場合は、この限りでない。

(会長等の指示)

第8条 傍聴人は、会長及び事務局職員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第9条 会長は、傍聴人がこの基準に違反し、又は、会長の指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の閲覧等)

第10条 傍聴席に会議資料2部を設置し、閲覧に供するものとする。ただし、会長が審議会資料の内容等にかんがみて閲覧に適しないと判断したときは、会議資料の全部又は一部を閲覧に供しないこととができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定により会議が公開されないこととなつたときは、会長は、会議資料の全部又は一部の閲覧を中止させることができる。
- 3 第1項の規定により閲覧に供された会議資料については、必要な費用を負担して写しを得ることができる。ただし、会長が、当該資料の内容その他の事情にかんがみ、写しの交付に適しないと判断したときは、この限りではない。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。

○大和郡山市附属機関設置条例

平成26年9月19日

大和郡山市条例第10号

改正 平成26年12月18日条例第20号

平成27年12月17日条例第29号

平成28年6月30日条例第19号

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、本市に設置する附属機関は、別表のとおりとする。

(その他)

第2条 前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成26年条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成27年条例第29号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月
大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（平成28年条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月
大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

別表

| 附属機関 の属する 執行機関 | 附属機関 | 担任する事務 |
|----------------------|---|---|
| 市長 | 大和郡山市指定管理者選定審査会 | 公募して行う指定管理者の選定等の審査に関する事務 |
| | 水木十五堂賞選考委員会 | 水木十五堂賞の被表彰者の選考に関する事務 |
| | 大和郡山市職員分限懲戒等審査会 | 職員の分限、懲戒等についての審査に関する事務 |
| | 大和郡山市地域福祉計画策定委員会 | 地域福祉計画の策定及び推進についての審議に関する事務 |
| | 大和郡山市老人ホーム入所判定委員会 | 老人ホームへの入所措置等の要否についての審査に関する事務 |
| | 大和郡山市老人福祉計画及び介護保険事 業計画策定委員会 | 老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定についての審議に関する事務 |
| | 大和郡山市老人福祉施設等整備及び地域密着 型サービスの運営に関する審査委員会 | 老人福祉施設等の整備及び地域密着型サービスの運営についての審査に関する事務 |
| | 大和郡山市地域包括支援センター運営協 議会 | 地域包括支援センターの設置及び運営についての審議に関する事務 |
| | 大和郡山市予防接種健康被害調査委員会 | 大和郡山市が実施した予防接種により生じた健康被害についての調査審議に関する事務 |
| | 大和郡山市予防接種事故等調査委員会 | 大和郡山市が実施した予防接種により生じた健康被害以外の事故 |

| | | |
|-------------------------|--|---|
| | 等についての調査審議に関する事務 | |
| 大和郡山市清掃センター運営管理効率化検討委員会 | 清掃センターの運営管理における効率化の調査検討に関する事務 | |
| 大和郡山市「人・農地プラン」検討会 | 人・農地プランについての審査に関する事務 | |
| 旧川本家住宅検討委員会 | 旧川本家住宅の今後のあり方及び方向性についての調査検討に関する事務 | |
| 大和郡山市入札監視委員会 | 大和郡山市が発注する建設工事等に伴う入札及び契約についての調査審議に関する事務 | |
| 大和郡山市総合評価審査委員会 | 大和郡山市が発注する総合評価落札方式による契約手続きについての審査に関する事務 | |
| 大和郡山市移動等円滑化推進協議会 | 大和郡山市バリアフリー基本構想の管理運営及びバリアフリー化事業の実施等についての検討に関する事務 | |
| 大和郡山市青年等就農計画審査会 | 青年等就農計画についての審査に関する事務 | |
| 大和郡山市まちづくり委員会 | 近鉄郡山駅周辺地区のまちづくりについての審議に関する事務 | |
| 大和郡山市自治基本条例検証委員会 | 大和郡山市自治基本条例（平成23年3月大和郡山市条例第2号）の検討及び見直し等に関する事務 | |
| 教育委員会 | 大和郡山市就学指導委員会 | 就学指導についての調査審議に関する事務 |
| | 大和郡山市学校結核対策委員会 | 大和郡山市立小・中学校の児童生徒の結核対策についての審議に関する事務 |
| | 大和郡山市教科用図書選定委員会 | 大和郡山市立小・中学校において使用する教科用図書の選定についての調査に関する事務 |
| | 大和郡山市教科用図書採択委員会 | 大和郡山市立小・中学校において使用する教科用図書の採択についての選定審査に関する事務 |
| | 郡山城天守台展望施設整備委員会 | 郡山城跡における天守台展望施設整備事業について学術的見地からの指導助言を行うための調査審議に関する事務 |
| | 大和郡山市学校給食センター調理等業務委託事業者選定委員会 | 大和郡山市学校給食センターにおける調理等の業務委託についての審査に関する事務 |
| | 大和郡山市芸術祭実行委員会 | 大和郡山市芸術祭における応募作品の審査に関する事務 |

ソフト施策:「心のバリアフリー」の推進

ハード面のバリアフリー化だけではなく、ソフト面と一体となった総合的な取り組みを行っていくために「心のバリアフリー」を推進していきます。

■わかりやすい案内の充実

- ・だれにでもわかりやすい案内表示（サイン）の設置
- ・介助・接遇マニュアルの作成
- ・来訪障害者等への移動支援のしくみづくりの検討
- ・障害者に配慮した案内・情報システムの導入検討

■バリアフリー情報の提供

- ・バリアフリーマップの作成・配布
- ・バリアフリーの取り組みに関する情報提供

■広報・啓発

- ・広報・啓発活動の推進

■迷惑自転車対策

- ・自転車のマナー向上を図る啓発活動

■駐車場の利用マナーの向上

- ・身障者用駐車マスの利用マナー向上を図る啓発活動

■教育

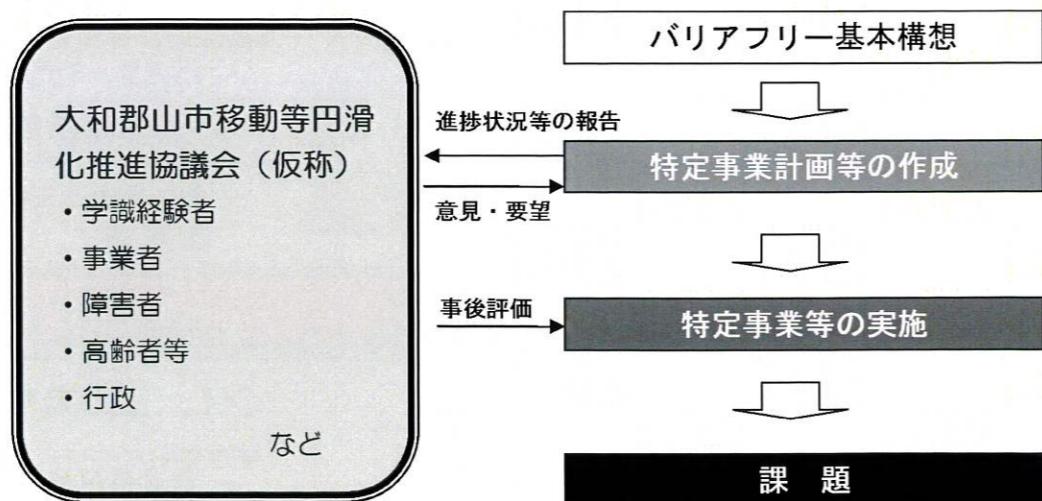
- ・学校におけるバリアフリー教育の実施
- ・市職員のバリアフリー教育訓練研修の充実
- ・社員のバリアフリー教育訓練研修の充実
- ・事業者向けバリアフリー教育訓練研修の実施

■当事者の意見を反映するしくみ

- ・バリアフリー整備の推進に当事者の意見を反映するしくみの構築

●段階的・継続的な取り組み(スパイラルアップ)に向けての体制

本構想が一過性の取り組みで終わることがないよう、策定後も事業の着実な実施・評価・改善を図っていく等、継続的な改善の取り組みを行っていきます。また、適宜事業の評価を行い、必要に応じて見直すPDCAサイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図ります。

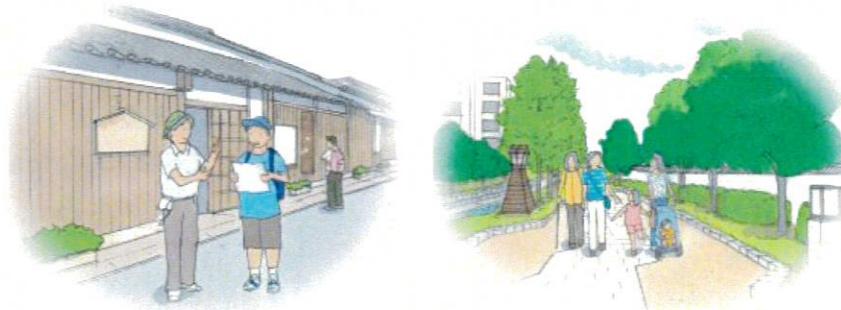


■問合せ先: 大和郡山市 都市建設部 都市計画課

電話:0743-53-1151 FAX:0743-53-1049 E-mail :tosik@city.yamatokoriyama.lg.jp

大和郡山市バリアフリー基本構想 (概要版)

～JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想～



人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり ～安全・安心・快適な移動の確保をめざして～

高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる生活環境の整備を目指し、移動等円滑化に関してより一體的・総合的な施策の推進を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年に施行されました。

本基本構想は、このバリアフリー新法に基づき、JR・近鉄郡山駅周辺において、旅客施設（鉄道・バス・タクシー）、道路、建築物などのバリアフリー化を重点的かつ一體的に推進し、移動等の円滑化を図っていくことを目的としています。

「大和郡山市バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、基本構想の策定に取り組んできました。策定にあたっては、ヒアリング調査、アンケート調査、ワークショップ、タウンウォッチング、パブリックコメント等を行い、障害者、高齢者などさまざまな立場の利用者の意見を伺いました。



